

Global Tax Update

オランダ

デロイトトーマツ税理士法人

2016年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

オランダ 2017 年度税制改正案

2016年9月20日、来年度の政府予算案が公表された。例年どおり、本予算案には2017年度税制改正案も含まれている。

オランダ政府はこれまでオランダにおける投資環境の向上を図るために、オランダ税制の簡素化の推進に重点を置くことを表明していた。2017年度税制改正案が過年度の税制改正に比べて、その改正項目が少なく、また、特筆すべき改正項目を含んでいない点は、オランダ政府の意向に沿っているものと考えられる。

しかしながら、既にオランダ税制に影響を及ぼし始めている、OECDが主導するBEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)プロジェクトやEU内での規制等の世界的な流れを受けて、今後、オランダ税制(tax rule)追加で改正される可能性がある。

2017年度税制改正案には日系多国籍企業の在蘭子会社に影響を与える可能性がある改正も含まれている。以下、2017年度税制改正案の中から重要度の高い項目について概略をまとめる。

なお、これらの税制改正案はオランダ議会の上下両院で可決されることで成立し、成案までの過程で法案の一部が変更される可能性がある。当該改正案の多くは、2017年1月1日より適用される見込みである。

(1) 法人税

A. 2017年度税制改正案には、2017年度の法人税率の改訂は含まれていない。したがって、20万ユーロを超える課税所得に対しては引き続き25%の法人税が課され、最初の20万ユーロまでの課税所得に対しては20%の法人税が課される。しかしながら、課税所得のブラケットについては下記のとおり変更が予定されている。

- 2018年1月1日以降、最初の25万ユーロまでの課税所得に対しては20%、それを超える部分については25%の法人税が課される

- 2020年1月1日以降、最初の30万ユーロまでの課税所得に対しては20%、それを超える部分については25%の法人税が課される
- 2021年1月1日以降、最初の35万ユーロまでの課税所得に対しては20%、それを超える部分については25%の法人税が課される

(2) 他の改正案

A. 現在、オランダで研究開発(R&D)活動を行っている法人は、いわゆるイノベーションボックス制度を申請することにより適用することが可能である。すなわち、一定の要件を満たす場合には、当該研究開発活動に紐づく所得に対しては5%の法人税率が適用される。2017年度税制改正案では、研究開発活動が実際にオランダ法人によってオランダ国内で実施されたことを証明することがより重要視されるようになる予定である(すなわち、関連会社との委託研究開発契約は対象外になる可能性がある)。これは、BEPSプロジェクトでも展開されている、いわゆるネクサスアプローチに基づくものである。加えて、当該研究開発活動がS&O Declaration、特許、ソフトウェアおよび(または)Breeder's rightに結びつくことが重要になる。大企業がイノベーションボックス制度を適用するためには、S&O Declarationを取得し、かつ特許、ソフトウェアあるいはBreeder's rightを開発する必要があります。2017年度税制改正案には、移行規定として2016年7月1日を含む年度において製造あるいは開発された無形資産に対しては、現行のイノベーションボックス制度を引き続き適用可能としている。また、2017年1月1日前に製造あるいは開発された無形資産で、特許やBreeder's rightを取得したものについても、イノベーションボックス制度の対象となる無形資産として認められる。さらに、現行のイノベーションボックス制度に関する事前確認制度は小会社には引き続き適用可能とされている。他方、大会社については、事前確認が取

得された状況や事実関係に応じて、事前確認が適用できなくなる可能性がある。

- B. 2017年度税制改正案では、(主に)プライベートエクイティ形態をとる組織による不当な支払利息の損金算入を制限することを目的とした規定が導入される予定である。現行の規定では、オランダ課税事業者が株式の取得や配当といった、一定の(不正な)取引のために関連企業から資金を借り入れるケースには、支払利子の損金算入が一部制限される。この点、ある企業がオランダ企業の株式の三分の一を所有している場合(あるいはその逆の場合)、当該企業は関連企業とみなされる。また、同一の親会社が、オランダ企業とその兄弟会社の両社の少なくとも三分の一の株式を所有している場合、当該兄弟会社は関連企業とみなされる。新規規定の下では、この三分の一の所有要件を満たしていない場合でも、両社がビジネスにおいて相互に密接な関係にあり、かつ、ジョイント企業の株式を持ち合っているようなケースでは、同様に関連企業とみなされ、結果として、支払利子の損金算入制限の影響を受ける可能性がある。この規定は、プライベートエクイティファンドのファンド形態をカバーする予定である。すなわち、ある企業に対して複数のファンドが投資するケースにおいて、個別には所有基準を満たさない場合においても、ひとつの最上位プライベートエクイティファンドによって当該投資先企業が管理され、また経済的に所有される場合には、すべての参画ファンドが関連企業とみなされることになる。
- C. オランダ法人株式をポートフォリオ投資(すなわち5%未満の所有割合)として有するオランダ非居住の個人または法人は、原則として、当該オランダ法人からの配当時に15%の源泉税が課される。2017年度税制改正案に基づくと、一定の要件が満たされた場合で、かつ、配当に課される源泉税が、仮に当該オランダ非居住の個人または法人がオランダ居住の個人または法人であったとした場合に課されるべき個人所得税または法人税よりも大きい場合には、当該配当源泉税が還付される可能性がある。非EU加盟国の株主が還付請求をするための重要な要件の一つは、オランダと当該非EU加盟国との間で情報交換に関する租税条約を結んでいることである(なお、日蘭租税条約は当該規定を置いている)。これらの規定は、欧州司法裁判所の判決に沿ったものである。
- D. 外国企業がオランダにおいて働く従業員を有し、当該従業員の活動が恒久的施設(PE)や代理人PEに該当する場合において、当該外国企業がオランダ国内に関連企業(公開会社:以下「BV」もしくは非公開会社:以下「NV」)を有している場合には、当該従業員に対する給与計算や事務手続は、外国企業がその従業員の人事を管理している事実を考慮することなく、オランダのBVもしくはNVに移管することができる。オランダ企業に事務手続を移管するためには、外国企業とオランダ企業双方に

において一定の書面(申請書)を提出する必要がある。

- E. EU内におけるタックスルーリング(ATR)と移転価格における事前確認(APA)に関する情報の自動交換制度が2017年1月1日以降適用される。これは、2017年度税制改正案によるものではなく、EU加盟国内におけるタックスルーリングの情報交換を含むEU指令に基づくものである。一定のケースにおいては速やかな対応が必要になると考えられるため、特定の法人のための更なる詳細情報および指示が今後明らかになる予定である。
- F. オランダ非公開会社(BV)および公開会社(NV)による配当に対しては、通常オランダの配当源泉税が課される。他方、協同組合(Coop)は租税回避を意図したストラクチャー下においてなされた配当に対してのみ配当源泉税が課される。正式には2017年度税制改正案に含まれてはいないが、2016年9月20日のアナウンスにおいて、BV/NVと協同組合との間の配当源泉税に関する取扱いが調和されていくことが発表された。2018年1月1日に施行予定の案によると、BV/NVからオランダと租税条約を締結している国の居住者の株主(少なくとも5%以上を所有している株主)に対する配当に対しては、事業目的のあるストラクチャーである限り(すなわち、租税回避目的または人為的なストラクチャーでない限り)、配当源泉税が課されない。公表案においては、事業目的のあるストラクチャーの具体的な要件は明確になっていないが、一般的に、明確な事業上の理由に基づき、オランダと租税条約を締結しているアジア諸国に本拠を置く多国籍企業がオランダへの投資およびオランダを介した投資を行うケースにおいては、オランダ法人からの配当は通常配当源泉税が非課税になると思われる。更なる詳細情報を待つ必要があるが、このアナウンスはオランダ配当源泉税に関する重要な改訂になると考えられる。

上記新規定は最終決定されたものではなく、追って最終の改正案が発表される予定である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche

アムステルダム事務所

マネジャー 藤尾 和樹

KaFujio@deloitte.nl

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumats.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを必要とあります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.